

区域線作成のルール（既決事項）

重要海域抽出検討会

本ルールは、重要海域抽出の原則及び重要海域の抽出基準を踏まえて、本検討会が重要海域の区域線を定めるための考え方を示すものである。

ルール①（基本グリッドの抽出等）：

本検討会において、区域の基本となるグリッドを定め、それに基づく区域線の原案を作成する。これにあたっては、原則として「MARXAN 解析図（保全目標は 10%）」または「ハイスクア図」で選択されたグリッドを機械的に抽出し^{【注 1】}、隣接するグリッドの外郭線をスムージングする。

ルール②（専門的な見地からの総合的判断）：

ルール①により作成した区域線の原案を、専門家^{【注 2】}の意見を参考にして、本検討会が総合的に判断して修正する。この判断は、海域の生態学的、生物学的な特徴を考慮し、物理環境に関する情報、ハビタット情報（藻場・干潟などの広がり、人工物等）、生物情報などの各種情報に基づいて^{【注 3】}、専門的な知見により行う^{【注 4】}。

ルール③（作成時の留意事項）：

区域線（原案）を修正する際には、複雑になりすぎないようにする^{【注 5】}。

【注 1】

沿岸域・沖合表層域については、MARXAN による解析を行っているが、沖合海底域についてはデータ量が少なかったことから MARXAN による解析は行わず、代わりに全てのスコアを統合した「総和統合図」を作成した。原則として沖合海底域については「総和統合図」または「ハイスクア図」で選択されたグリッドを抽出することを基本とする。

【注 2】

ルール②でいう「専門家」とは、本検討会の外部にあって、学術研究団体に所属しているなどにより専門的能力を有すると認められる者をいう。ただし、この定義は、本検討会の委員が個別に修正意見を提供することを妨げない。

【注 3】

ルール②でいう「情報」は現に認識された事実（物理環境、ハビタット、生物の分布等）であって、抽出基準に該当するなど区域線を定める際に利用可能なものをいう。論文や報告書など公表されたもののほか、専門家から提供される私信・目撃情報などを含む。ただし、物理環境データから推定される生物の分布など、推定は含まない。

【注 4】

ルール②でいう「専門的な知見」とは、データを正しく理解するために必要な専門家としての知識や経験を指す。情報に基づいて区域線（原案）を修正する際には、このような知

識や経験が必要となることが想定される。

【注5】

例えば沿岸の場合は、汀線から 5km 程度をめどとしたり、水深線を参考とするなどして区域線（原案）を修正する。